

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）①

平成25年11月22日 地方財政審議会

- ・平成26年4月1日に**消費税率(国・地方)**が5%から8%へ**引上げ**
- ・消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他**国と地方を通じた税制に関する検討すべき課題**



- 中長期を視野に入れた
「**第一 今後目指すべき地方税制の方向**」
- 当面の課題に対応するための
「**第二 平成26年度地方税制改正等への対応**」
について、意見を取りまとめ

第一 今後目指すべき地方税制の方向

1 地方税のあるべき姿

- ・今後増大する地方の財政需要を賄うための**地方税の充実**
- ・分かち合いとしての**地方税制の公平性の確保**
- ・地方分権改革の観点からの**地方の自主性・自立性の強化**
- ・税源の**偏在性が小さく**税収が**安定的な地方税体系の構築**



○地方税のあるべき姿を実現するよう、地方税制改正の検討を行うことが必要

2 社会保障・税一体改革の着実な推進

- ・個別間接税の見直しにおいて**地方の減収につながる見直しは行うべきではない**
- ・消費税率引上げにより国民に負担を求め中、**特定分野のみ税負担を軽減することは慎重であるべき**
- ・**軽減税率の導入**については、財源や事業者負担等の課題があり、**慎重に検討すべき**

3 地方税のグリーン化

- ・地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形（**地方税のグリーン化**）に改めるべき

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）②

第二 平成26年度税制改正等への対応

1. 地方法人課税のあり方

- ・消費税率引上げにより財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を検討すべき
- ・地方法人特別税・譲与税制度は、異例の暫定措置であることから、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内の場合は、補完的に措置せざるを得ない場合がある

2. 車体課税のあり方

- ・環境性能等に応じた課税として複数の選択肢を提示し、グリーン化機能を評価
- ・営自格差の適正化、グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税の重課強化、軽自動車税の負担水準の適正化
- ・消費税率8%段階では、自動車取得税の税率引下げではなく、燃費基準を満たす自動車への基礎控除導入が望ましい

3. 地球温暖化対策のための地方財源の確保

- ・石油石炭税の上乗せ分の一定割合を地方へ譲与するなど、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべき

4. 固定資産税のあり方

- ・応益原則に基づき課する償却資産に対する固定資産税を国が経済政策の手段として活用することは慎重であるべき
- ・固定資産税の軽減措置が投資促進に効果的・効率的な手段とは言い難い
- ・償却資産税収の財源的重要性からも廃止・縮減は不適當

5. ゴルフ場利用税のあり方

- ・ゴルフ場利用税は、最終的な消費行為が行われる地方団体に課税される点で、地方税にふさわしい
- ・ゴルフ場利用者の支出行為には十分な担税力
- ・財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源となっていることから廃止は不適當

6. 個人住民税の非課税限度額

- ・保護基準額が消費税率引上げの影響を加味していないこと等を踏まえ、制度の安定性にも配慮し、適切な水準を検討

7. その他

- ・航空機騒音の評価指標の変更に伴い譲与税の配分が大きく変動することなどを踏まえ、譲与基準を見直し
- ・県費負担教職員の給与負担等に係る指定都市と関係道府県の合意に沿った措置を適時、適切に行うべき